

令和6年 歯科疾患実態調査実施要領

1. 調査の目的

本調査は、わが国の歯科保健状況を把握し、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第二次）」や「健康日本 21（第三次）」等の各基本計画におけるベースラインの提示など、今後の歯科保健医療対策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の対象

全国を対象として、令和6年国民健康・栄養調査において設定される地区と同じ全国計475地区（令和2年国勢調査の一般調査区のうち後置番号「1」の地区から、層化無作為抽出した各道府県あたり10地区、東京都のみ15地区の全国475地区）の満1歳以上の世帯員とする。ただし、令和6年能登半島地震の影響により、石川県の2地区を除く。

3. 調査の期日

令和6年10月～11月の任意の1日

4. 主な調査事項

- 1) 性別
- 2) 生年月日
- 3) 歯や口の状態
- 4) 歯をみがく頻度
- 5) 歯や口の清掃状況
- 6) 過去1年間における歯科検診（健診）の受診状況
- 7) フッ化物応用の経験の有無
- 8) 矯正歯科治療の経験の有無
- 9) 歯・補綴の状況
- 10) 歯肉の状況

5. 調査の方法

- (1) この調査は、厚生労働大臣が都道府県知事、保健所を設置する市の市長並びに特別区長に委託して実施する。都道府県知事、保健所を設置する市の市長並びに特別区長は、調査対象地区の保健所長の協力を得て、口腔診査に経験の深い歯科医師および診査補助員等を調査員に委嘱または任命して実施する。
- (2) 本調査の具体的な実施方法については、事前に調査地区ごとに保健所長および調査員等の間で、十分な打ち合わせを行うとともに、調査地区の歯科関係者の協力を得て本調査を円滑に実施できるように努める。
- (3) 調査対象地区の世帯に対しては、事前に本調査の趣旨、方法等の周知徹底を図り、調査に対する協力体制の確保に配慮する。

6. 調査票等

歯科疾患実態調査票(以下「調査票」という。)等は、あらかじめ厚生労働省医政局歯科保健課長から各都道府県、保健所を設置する市及び特別区の保健福祉主管部(局)長に送付する。都道府県、保健所を設置する市及び特別区の保健福祉主管部(局)長は、調査地区を管轄する保健所長に、調査票に加えて、歯科疾患実態調査被調査者名簿(以下「被調査者名簿」という。)及び歯科疾患実態調査送付票(以下「送付票」という。)を含めて送付する。

7. 調査に関する秘密の保持

本調査の実施にあたっては、被調査者に対して、調査の趣旨等(目的、内容、公表方法等)を説明し、同意を得て行うこと。また、被調査者に係る情報を適切に取り扱い、その個人情報保護するものとする。

8. 調査票等の提出

調査員は、調査終了後直ちに被調査者名簿及び調査票を取りまとめ、被調査者名簿の調査参加の有無と調査票との不一致及び調査票についての記入漏れ等を審査する。

審査終了後、保健所長は、被調査者名簿及び調査票に送付票を添えて、直ちに都道府県、保健所を設置する市並びに特別区の保健福祉主管部(局)長に送付する。

都道府県、保健所を設置する市並びに特別区の保健福祉主管部(局)の長は送付されてきた調査票をとりまとめ、令和6年12月10日(火)までに厚生労働省医政局歯科保健課長に送付する。

9. 結果の集計および公表

調査結果の集計並びに解析は厚生労働省医政局歯科保健課が行い、集計完了後、翌年6月を目途に結果概要を、翌年11月を目途に結果詳細を公表する。